



犯罪のない  
安全で安心なまちづくり条例

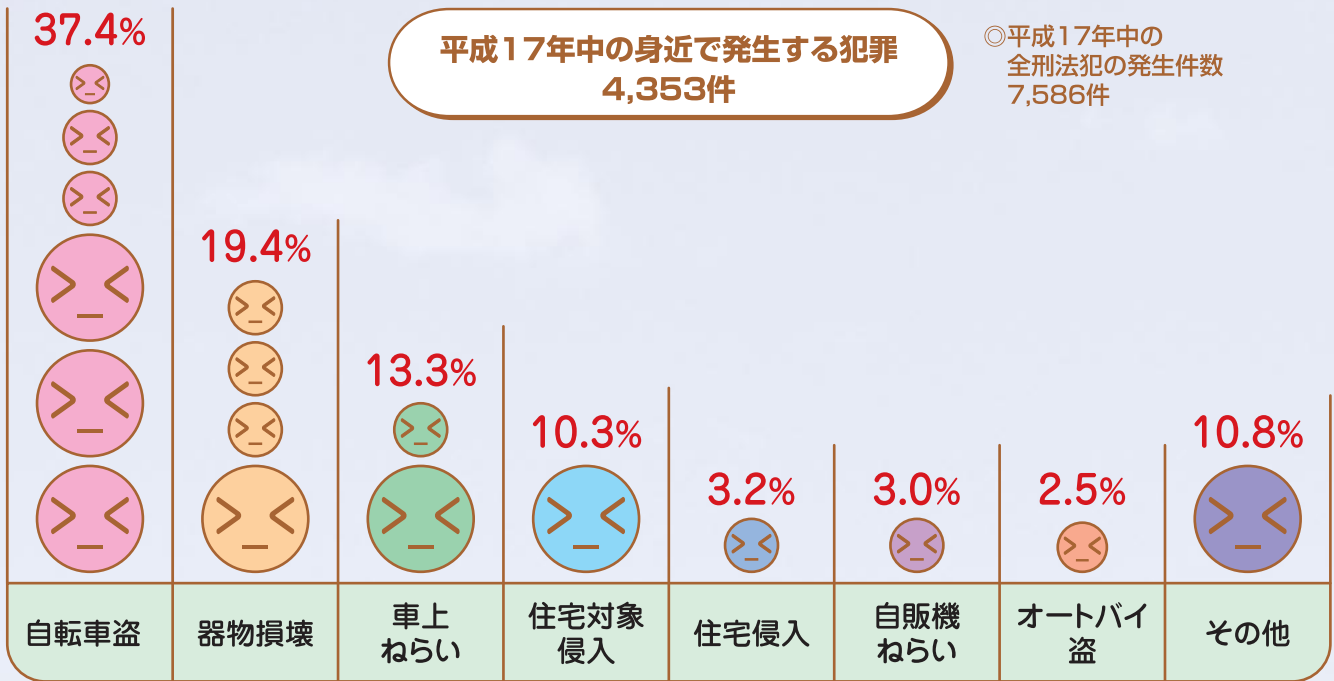
# 犯罪のない 安全で安心な まちづくり条例

島根県

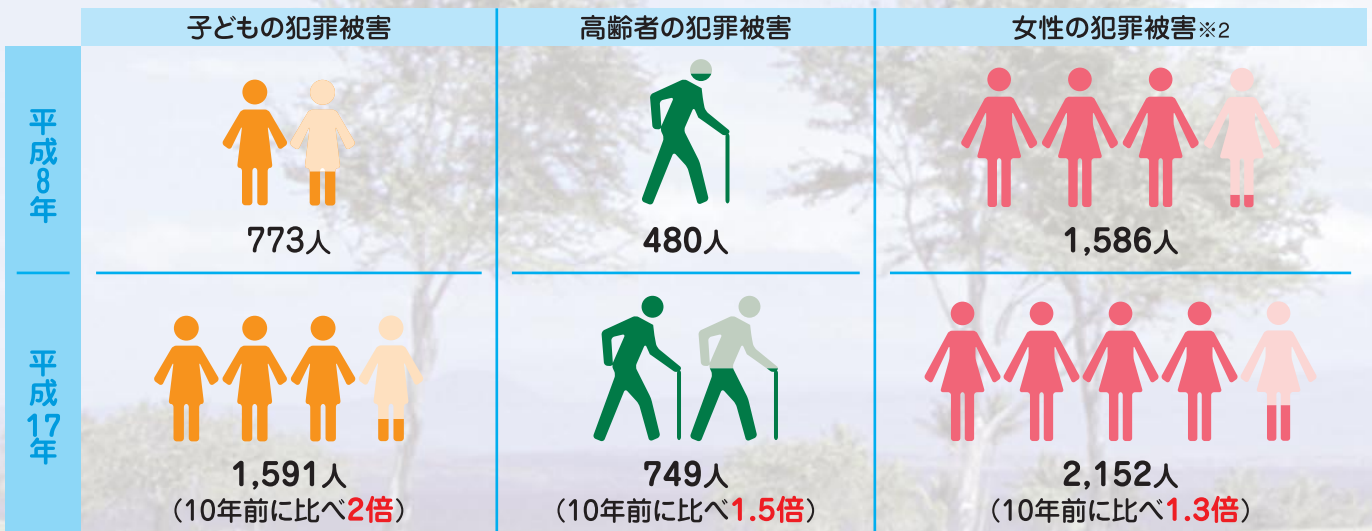


# みなさんの 身近なところで犯罪が発生しています。

本県の犯罪発生状況は、自転車盗や空き巣など、みなさんの身近で発生する犯罪が半数を占めており、日常生活の中で犯罪に対する不安感が高まっています。



## 子ども、高齢者、女性の犯罪被害が増えています。※1



※1:平成17年中の全刑法犯被害者数  
 ※2:子ども、高齢者の女性を含みます。



# 犯罪のない安全で安心なまちづくりにおける みんな(私たち)の役割

みんなが安全で安心なまちづくりの主役です。

## 県の責務

- 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を策定し、推進する。
- 国、市町村、県民等と連携を図る。

## 県民の役割

- 自らの安全の確保に努める。
- 地域における安全で安心なまちづくりの推進に努める。

## 事業者の役割

所有、管理する施設や事業活動について犯罪の防止に努める。

## 地域活動団体の役割

地域の特性に応じた自主的な活動への取組みとその地域における連携を推進するよう努める。



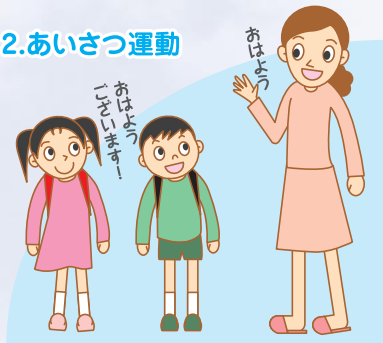
# 犯罪のない安全で安心なまちづくりの 取り組みイメージ(地域でどんな活動をすればいいの?)

できる人から、できる範囲で、できることから始めましょう。

1.通学路パトロール



2.あいさつ運動



3.鍵かけのよびかけ  
(自宅、自動車、自転車)



4.門灯の点灯



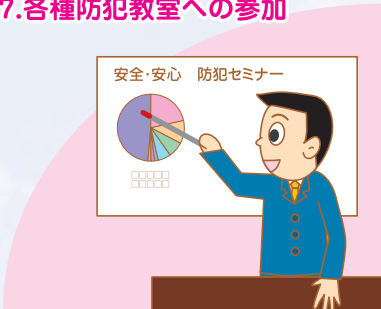
5.自主防犯ボランティア組織の結成



6.夜間の防犯パトロール



7.各種防犯教室への参加



8.高齢者宅への訪問



9.地域安全マップの作成



● 子どもや高齢者、女性等の安全確保に努めましょう ●



# 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の構成

## 第1章 総則

- 目的(1条)
- 定義(2条)
- 基本理念(3条)
- 責務・役割(4条~7条)
- 市町村との連携等(8条)
- 推進体制の整備(9条)
- 基本計画の策定等(10条)
- 広報・啓発(11条)
- 犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間(12条)
- 調査・研究(13条)

### 県の責務

- 施策の策定・推進
- 国、市町村、県民等との連携

### 県民の役割

- 自らの安全確保と地域における安全安心まちづくりの推進

### 地域活動団体の役割

- 地域の特性に応じた自主的活動への取組み

### 事業者の役割

- 施設及び事業活動における犯罪防止への取組み

## 第2章

### 県民等による自主的な活動の推進(14条)

## 第3章 子ども、高齢者、 障害者、女性等の 安全の確保等

- 子どもの安全の確保等(15条~17条)
- 高齢者、障害者、女性等の安全の確保等(18条~19条)

- 学校等及び通学路等の防犯指針の策定
- 学校設置者等の子どもの安全確保
- 子どもの緊急時における県民の警察への通報、避難誘導等

- 高齢者等の安全確保の推進

## 第4章 道路、住宅等における防犯への配慮

- 犯罪防止に配慮した道路等の指針の策定等(20条)
- 犯罪防止に配慮した住宅の指針の策定等(21条)

- 道路、公園、駐車場等の防犯指針の策定
- 道路設置者等の道路等の構造、設備等に係る犯罪防止への配慮
- 犯罪防止に配慮した道路等の普及

- 住宅の防犯指針の策定
- 住宅所有者等の住宅の構造、設備等に係る犯罪防止への配慮
- 犯罪防止に配慮した住宅の普及

## 第5章 事業活動における防犯への配慮

- 犯罪防止に配慮した店舗等の指針の策定等(22条)
- 犯罪防止に配慮した自動車等及び自動販売機の普及等(23条~24条)

- 店舗等の防犯指針の策定
- 店舗設置者等の店舗等の構造、設備等に係る犯罪防止への配慮
- 店舗等に対する防犯情報の提供

- 自動車販売業者等の犯罪防止に配慮した構造等を有する自動車等の普及
- 自動販売機販売業者の犯罪防止に配慮した構造等を有する自動販売機の普及
- 自動販売機設置者等の自動販売機に係る犯罪防止への取組み

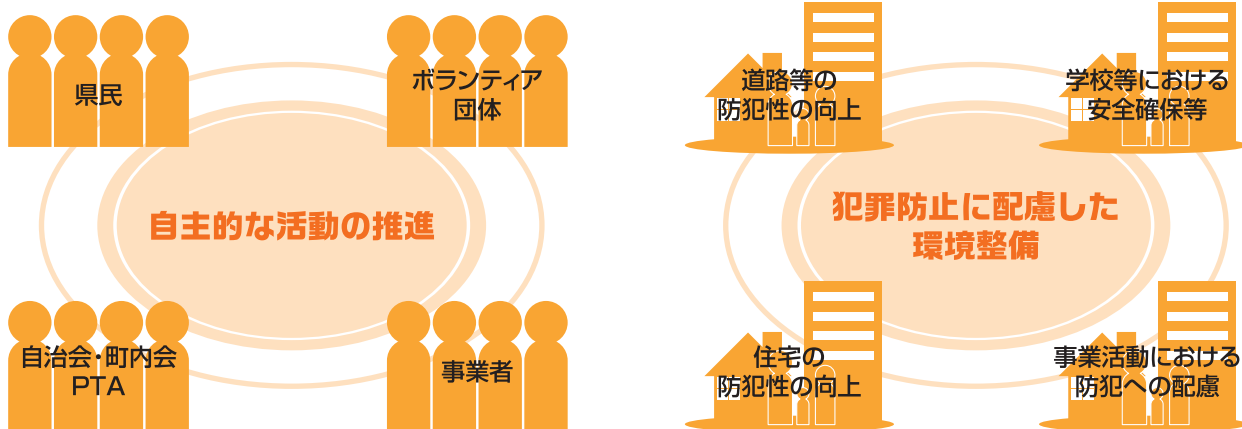
## 第6章

### 犯罪被害者等に対する支援等(25条)

## 第7章 雑則

- 指針の公表(26条)

# 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり



## 基本的な対策 (主なもの)

- 防犯意識の向上
  - 広報・啓発活動の推進
  - 安全で安心なまちづくり旬間の設置
- 自主的な活動の促進
  - 自主的な活動への支援
- 公共空間における防犯への配慮
  - 道路、住宅等に関する指針策定
- 子ども等の安全確保
  - 学校・通学路等に関する指針策定
  - 子どもへの安全教育
- 事業活動における防犯への配慮
  - 店舗等に関する指針の策定

全県的推進体制

推進体制の整備

地域の推進体制

地域コミュニティの活性化

犯罪機会の減少

犯罪のない安全で安心な島根県の実現

お問い合わせ

島根県環境生活部 環境生活総務課 安全安心スタッフ

〒690-8501 島根県松江市殿町1 TEL:0852-22-6216 FAX:0852-22-5098

ホームページアドレス:<http://www.pref.shimane.lg.jp/kankyousomu/>